

府中市荒奨学資金貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 4 月 22 日

府中市長 高野 律 雄

府中市規則第 36 号

府中市荒奨学資金貸付けに関する規則の一部を改正する規則

府中市荒奨学資金貸付けに関する規則（昭和 61 年 2 月府中市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

【 】は注記である。

改正後	改正前
(申込みの資格) 第 3 条 省 略 (1)～(2) 省 略 (3) <u>海外の大学等に留学しようとする者（以下「海外留学生」とい う。）又は海外ホームステイをしようとする者（以下「ホーム ステイ生」という。）</u> (貸付けを受けることができる者の要件) 第 4 条 荒奨学資金の貸付けを受けることができる者は、 <u>次の各号に</u>	(申込みの資格) 第 3 条 省 略 (1)～(2) 省 略 (3) <u>海外の大学等に留学しようとする者又は海外ホームステイをし ようとする者</u> (貸付けを受けることができる者の要件) 第 4 条 荒奨学資金の貸付けを受けることができる者は、 <u>次の各号に</u>

掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。

(1) 交通遺児等 高等学校、短期大学若しくは大学、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校（高等課程・専門課程）に在学していること。

(2) 海外留学生 次のア又はイのいずれかに該当する海外留学生であつて、その保護者が市内に引き続き6月以上居住し、かつ、市税（当該市税に係る延滞金を含む。以下同じ。）を完納しているものであること。ただし、当該海外留学生が独立の生計を営む者であるときは、当該者が市内に引き続き3年以上居住し、かつ、市税を完納しているものであること。

ア～イ 省略

【削 除】

(3) ホームステイ生 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たし

定める要件を備えていなければならない。

(1) 交通遺児等 高等学校、短期大学若しくは大学、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校（高等課程・専門課程）に在学していること。

(2) 海外留学

ア～イ 省略

ウ 海外留学をしようとする者が市内に引き続き3年以上居住し、かつ、独立の生計を営んでおり、市税（当該市税に係る延滞金を含む。以下同じ。）を完納していること又は海外留学をしようとする者の保護者が市内に引き続き6月以上居住し、かつ、市税を完納していること。

(3) 海外ホームステイ

ていること。

ア～イ 省 略

ウ ホームステイ生の保護者が市内に引き続き6月以上居住し、かつ、市税を完納していること。

(貸付けの申込み)

第6条 省 略

(1) 荒奨学生推薦調書(第2号様式)その他の市長が必要と認める事項を記載している推薦書

(2)～(6) 省 略

2～3 省 略

(誓約書等の提出)

第8条 荒奨学資金の貸付けの決定を受けた者(以下「荒奨学生」という。)は、保護者及び連帯保証人と連署した荒貸付奨学生誓約書(第4号様式)に在学証明書又は卒業証明書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、海外留学しようとする者で独立の生計を営んでいるものについては、「保護者」を「保証人」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

ア～イ 省 略

ウ 海外ホームステイをしようとする者の保護者が市内に引き続き6月以上居住し、かつ、市税を完納していること。

(貸付けの申込み)

第6条 省 略

(1) 荒奨学生推薦調書(第2号様式)

(2)～(6) 省 略

2～3 省 略

(誓約書等の提出)

第8条 荒奨学資金の貸付けの決定を受けた者(以下「荒奨学生」という。)は、保護者及び連帯保証人と連署した荒貸付奨学生誓約書(第4号様式)に在学証明書又は卒業証明書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、海外留学しようとする者で独立の生計を営んでいるものについては、「保護者」を「保証人」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する連帯保証人及び保証人は、保護者以外の者で、一定の職業を持ち、又は独立の生計を営んでいるものでなければなら

(1) 荒奨学生の保護者以外の者であること。

(2) 荒奨学資金の貸付けを申し込んだ日の属する年度の3月末日に
おいて、原則として年齢が60歳未満であること。

(3) 一定の職業を持ち、又は独立の生計を営んでいること。

(貸付期間及び貸付期日)

第9条 省 略

2 省 略

3 海外留学生又はホームステイ生に貸し付ける荒奨学資金は、海外
留学時又は海外ホームステイ時に一括して貸し付けるものとする。

(償還方法)

第15条 省 略

2 海外留学生に貸し付ける荒奨学資金の貸付けを受けている荒奨学
生（以下「海外留学奨学生」という。）は、卒業した月の翌月から
起算し、6月を経過後10年以内に、別に定める基準に従って借り
受けた荒奨学資金を償還しなければならない。

3 ホームステイ生に貸し付ける荒奨学資金の貸付けを受けている荒
奨学生は、帰国した月の翌月から起算し、6月を経過後3年以内に、
別に定める基準に従って借り受けた荒奨学資金を償還しなければ
ならない。

ない。

(貸付期間及び貸付期日)

第9条 省 略

2 省 略

3 海外留学又は海外ホームステイに貸し付ける荒奨学資金は、海外
留学時又は海外ホームステイ時に一括して貸し付けるものとする。

(償還方法)

第15条 省 略

2 海外留学に貸し付ける荒奨学資金の貸付けを受けている荒奨学生
（以下「海外留学奨学生」という。）は、卒業した月の翌月から起
算し、6月を経過後10年以内に、別に定める基準に従って借り受
けた荒奨学資金を償還しなければならない。

3 海外ホームステイに貸し付ける荒奨学資金の貸付けを受けている
荒奨学生は、帰国した月の翌月から起算し、6月を経過後3年以内
に、別に定める基準に従って借り受けた荒奨学資金を償還しなけれ
ばならない。

4～5 省 略

4～5 省 略

第4様式を次のように改める。

第4号様式（第8条）

府中市荒貸付奨学生誓約書

私は、府中市荒貸付奨学生として、その本分を尽くすことはもとより、奨学資金の償還、異動の届出その他の義務について責任を負うことを、保護者及び連帯保証人と連署をもって誓います。

年 月 日

本人

氏 名 (印)

本 籍

住 所

保護者(保証人)

氏 名父 (印)

母 (印)

本 籍

住 所

連帯保証人

氏 名 (印)

本 籍

住 所

本人との続柄

生年月日

府中市長

学校種別 <input type="checkbox"/> 国公立高校等 <input type="checkbox"/> 私立高校等 <input type="checkbox"/> 短大等 <input type="checkbox"/> 大学	開始時 年制第 学年
---	---------------

借受期間 年 月から 年 月まで

借受見込額	交通遺児奨学金	円×	月	借受見込額計	円
	海外留学奨学金		円		
	海外ホームステイ奨学金		円		

※ 連帯保証人は、当該借受期間に本人が借り受ける荒奨学資金について、借受見込額（本人が実際に借り受けた荒奨学資金の総額が借受見込額を下回るときは、当該奨学資金の総額）を極度額として、本人と連携してその履行の責任を負います。

既借受分 (年度貸付奨学生 号)	円
----------------------	---

氏 名	年度府中市荒奨学生第 号
-----	--------------

添付書類：在学証明書又は卒業証明書その他市長が必要と認める書類

付 則

この規則は、公布の日から施行する。